

グローバルCOEプログラム評価要項（案）

平成 年 月 日
グローバルCOEプログラム委員会

研究拠点形成費等補助金（以下、「補助金」という。）により実施されるグローバルCOEプログラム事業の中間・事後評価は、この評価要項により行うものとする。

1. 評価の目的

【中間評価】

補助金によるグローバルCOEプログラム事業の進捗状況等を専門家や有識者により確認し、事業の効果的な実施を図り、拠点形成の目的が十分達成されるよう適切な助言を行うとともに、国際的に卓越した教育研究拠点として真に将来の発展が見込まれるかを評価し、その結果に基づいて補助金の適正配分に資することを目的とする。

【事後評価】

設定された目的に沿って拠点形成計画が効果的に達成されたか、また、中間評価結果による留意事項への対応が適切に行われたかについて評価するとともに、その結果を各拠点に示すことにより、補助事業終了後の教育研究活動の持続的展開及びその水準の向上とさらなる発展に資するため、適切な助言を行うことを目的とする。また、各拠点の活動の成果等を明らかにし、社会に公表することにより、各拠点での教育研究活動が広く国民の理解と支援が得られるよう促進していくことを併せて目的とする。

グローバルCOEプログラムは、我が国の大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、国際的に卓越した研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって、国際競争力のある大学づくりを推進することを目的とする。

2. 評価の時期

グローバルCOEプログラムに採択された各教育研究拠点（以下、「各拠点」という。）の補助事業について、2年経過後に中間評価、補助事業終了後に事後評価、必要に応じてフォローアップを実施する。

3. 評価委員

評価を担当する委員の構成は、次のとおりとする。

- ① 各拠点の選定に係る審査状況、審査経過等を熟知している専門家や有識者
- ② 各拠点の選定に携わっていない者で、専門的観点から高い知見を有する専門家や有識者

4. 評価の実施

補助事業の進捗状況や達成度等の評価を行うに当たり、当該評価の公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価項目、評価方法（評価資料、評価過程・手続等）を次のとおりとする。

(1) 評価項目

I. 中間評価

① 運営状況

[大学の将来構想と組織的な支援]

- ・大学全体の将来構想において、拠点形成計画が十分戦略的なものとして位置づけられ、機能しているか
- ・学長を中心としたマネジメント体制の下、国際的に卓越した教育研究拠点形成への重点的取組みが行われているか

[拠点形成全体]

- ・国際的に卓越した教育研究拠点形成計画全体の当初目的に沿って、計画は着実に進展しているか
- ・拠点形成のための運営マネジメント体制が生まれ、拠点として機能しているか
- ・国際競争力のある大学づくりに資するための取組みを行っているか
- ・他の大学等と連携した取組みについては、拠点形成において、その連携が必要不可欠なものとして有効に機能しているか

(人材育成面)

- ・学生が将来、有為な人材として活躍できるよう、必要な指導体制、教育プログラム等を措置し、機能しているか
- ・若手研究者がその能力を十分に発揮できるような仕組みを措置し、機能しているか
- ・国際的に活躍できる人材を育成するための工夫をし、機能しているか
- ・他の大学等と連携した取組みについては、連携が有効に機能しているか

(研究活動面)

- ・国際的な研究活動が実施されているか、または、我が国固有の分野もしくは、諸外国に例を見ない独創的な研究アプローチで、諸外国に積極的な情報発信が行われているか
- ・拠点形成計画に参画した研究者が、実質的に協力・連携し、拠点形成に向けて十分貢献できる体制となっているか
- ・研究活動において、新たな学術的知見の創出や特筆すべきことがあったか
- ・他の大学等と連携した取組みについては、連携が有効に機能しているか

[補助金の適切かつ効果的使用]

- ・補助金は適切かつ効果的に使用され、計画されているか

② 留意事項への対応

- ・グローバルCOEプログラム委員会の審査結果による留意事項への対応を適切に行っているか

③ 今後の展望

- ・今後、拠点形成を進める上で改善点を検討し、適切で、妥当な改善を期待できるか
- ・COEとして、研究を通じた人材育成の評価、国際的評価、国内の関連する学会での評価、産学官連携の視点からの評価、社会貢献等が期待できるか
- ・補助事業が終了した後も、国際的に卓越した教育研究拠点としての継続的な教育研究活動が自主的・恒常的に行われるための具体的な支援を考慮しているか、または、すでに着手しているか
- ・他の大学等と連携した取組みについては、事業終了後の連携のあり方等について、考慮されているか

④ その他

- ・学内外に対しどのようなインパクト等を与えたか

II. 事後評価

① 拠点形成計画

[大学の将来構想と組織的な支援]

- ・大学全体の将来構想において、拠点形成計画が十分戦略的なものとして位置づけられ、機能したか
- ・学長を中心としたマネジメント体制の下、国際的に卓越した教育研究拠点形成への重点的取組みが行われたか

[拠点形成全体]

- ・国際的に卓越した教育研究拠点形成計画全体の目的は達成されたか
- ・拠点形成のための運営マネジメント体制が生まれ、拠点として機能したか
- ・国際競争力のある大学づくりに資することができたか
- ・他の大学等と連携した取組みについては、拠点形成において、その連携が必要不可欠なものとして有効に機能したか

[今後の展望]

- ・補助事業が終了した後も、国際的に卓越した教育研究拠点としての継続的な教育研究活動が自主的・恒常的に行われるための具体的な支援を考慮しているか、または、すでに着手しているか
- ・他の大学等と連携した取組みについては、事業終了後の連携のあり方等について、考慮されているか

[その他]

- ・ 国際的に卓越した教育研究拠点の形成が、学内外にどのような影響を与えたか

②教育研究の状況

[人材育成面]

- ・ 人材育成において、具体的にどのような若手研究者が育成され、また、教育研究拠点の形成にどれだけ寄与したか
- ・ 若手研究者がその能力を十分に発揮できるような仕組みを措置し、機能したか
- ・ 国際的に活躍できる人材を育成するための工夫をし、機能したか
- ・ 他の大学等と連携した取組みについては、連携が有効に機能したか

[研究活動面]

- ・ 国際的な研究活動が実施されたか、または、我が国固有の分野もしくは、諸外国に例を見ない独創的な研究アプローチで、諸外国に積極的な情報発信が行われたか
- ・ 拠点形成計画に参画した研究者が、実質的に協力・連携し、拠点形成に向けて十分貢献できる体制が構築され、機能したか
- ・ 研究活動において、新たな分野の創成や学術的知見等があったか
- ・ 他の大学等と連携した取組みについては、連携が有効に機能したか

[留意事項への対応]

- ・ グローバルCOEプログラム委員会の中間評価結果による留意事項への対応を適切に行ったか

③補助金の適切かつ効果的使用

- ・ 補助金は、適切かつ効果的に使用されたか

(2)評価方法

【中間評価】

評価は、分野別審査・評価部会（各年度の評価実施部会は6．評価体制に記載）において書面及びヒアリング・合議評価により実施される。（7－1．評価手順を参照）

各審査・評価部会は、評価の重複を避けるよう既に行われた審査結果を活用し、評価対象に応じた適切な方法により、評価目的が達成されるよう、中立・公正かつ効率的・効果的な評価を行う。

【事後評価】

評価は、分野別審査・評価部会（各年度の評価実施部会は6．評価体制に記載）において書面・合議評価及び必要に応じ現地調査・ヒアリング・合議評価により実施される。

（7－2．評価手順を参照）

各審査・評価部会は、評価の重複を避けるよう既に行われた中間評価結果を活用し、評価対象に応じた適切な方法により、評価目的が達成されるよう、中立・公正かつ効率的・

効果的な評価を行う。

① 書面・合議評価

評価委員は、各拠点について次の評価資料により個別評価を行い、合議により評価を行う。

【中間評価】

- ・グローバルCOEプログラム中間評価用調書 進捗状況報告書・拠点形成計画調書等
(主な発表論文の抜刷を添付)
- ・採択時の審査結果表
- ・拠点形成計画調書(採択時の審査結果表に基づく修正版)

【事後評価】

- ・事業結果報告書(5年間まとめ)(主な発表論文の抜刷を添付)
- ・採択時の審査結果表及び中間評価結果表
- ・拠点形成計画調書(採択時の審査結果表に基づく修正版)
- ・進捗状況報告書・拠点形成計画調書(中間評価結果表に基づく修正版)

② 合議評価

【中間評価】

各審査・評価部会において、評価委員は上記の評価資料等を基礎にした各拠点の説明に対し、個々の書面評価に基づきヒアリングを行い、その後合議評価をし、拠点形成(補助事業)の今後の進め方や助言等をまとめる。

なお、ヒアリング・合議評価を行った上で、必要に応じ、a)学長同行の再ヒアリング、b)現地調査を実施する。

【事後評価】

各審査・評価部会において、評価委員は上記の評価資料等を基礎にした各拠点の説明に対し、個々の書面評価に基づき合議評価を行い、必要と判断した拠点に対しては現地調査またはヒアリングを実施した上で、総括評価や助言等をまとめる。

③ 評価の決定

【中間評価】

各審査・評価部会は、各拠点の評価結果をまとめる際に、当初目的の達成は困難であると判断された拠点については、反論等の機会を設けて、当初目的の絞り込みによる計画の大幅な縮小又は中止の必要性等について評価を行う。

グローバルCOEプログラム委員会は、各審査・評価部会における各拠点の評価結果について全体調整を行い、各拠点の評価結果を決定する。

【事後評価】

各審査・評価部会は、各拠点の評価結果をまとめ、各拠点に対し事前にその内容を開示

する。

各拠点から、開示された評価結果に対して意見の申立てがあった場合には、その申立て内容について、再度審議を行い、評価結果をまとめる。

グローバルCOEプログラム委員会は、各審査・評価部会における各拠点の評価結果について全体調整を行い、各拠点の評価結果を決定する。

5. その他

(1) 評価結果の反映・活用

【中間評価】

グローバルCOEプログラム委員会は、決定した各拠点の中間評価結果を文部科学省に報告し、文部科学省が中間評価の結果に応じて、国際的に卓越した教育研究拠点として真に将来の発展が見込める拠点への支援を重点化しつつ行う4年次以降の補助金の適正配分（増額、減額又は廃止等）に資する。また、拠点形成の推進に向けて適切な助言を行うために、各拠点に対しこの評価結果を開示する。

【事後評価】

グローバルCOEプログラム委員会は、決定した各拠点の事後評価結果を文部科学省に報告するとともに、補助事業終了後の教育研究活動の持続的展開に資するため、各拠点に対し開示する。また、評価終了後、各拠点の活動の成果等と事後評価結果（必要に応じ、拠点からの意見申立ての内容を併せて）を報告書として取りまとめ、広く社会に公開する。

(2) 評価の公開等

- ① 評価に係る審議は非公開とし、その経過は他に漏らさない。
- ② 評価終了後、各拠点の中間・事後評価結果及び進捗状況等をホームページへの掲載等により公開する。

(3) 利害関係者の排除

1) 範囲

- ① 委員が当該大学に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- ② 委員が当該大学の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- ③ その他、委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

2) 運用

委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事案についての評価（書面評価、ヒアリング等）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。（その他委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合の例）

委員が、当該プログラムの拠点リーダーとの関係において、次に掲げる例示に該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

- ・親族関係、もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・密接な師弟関係

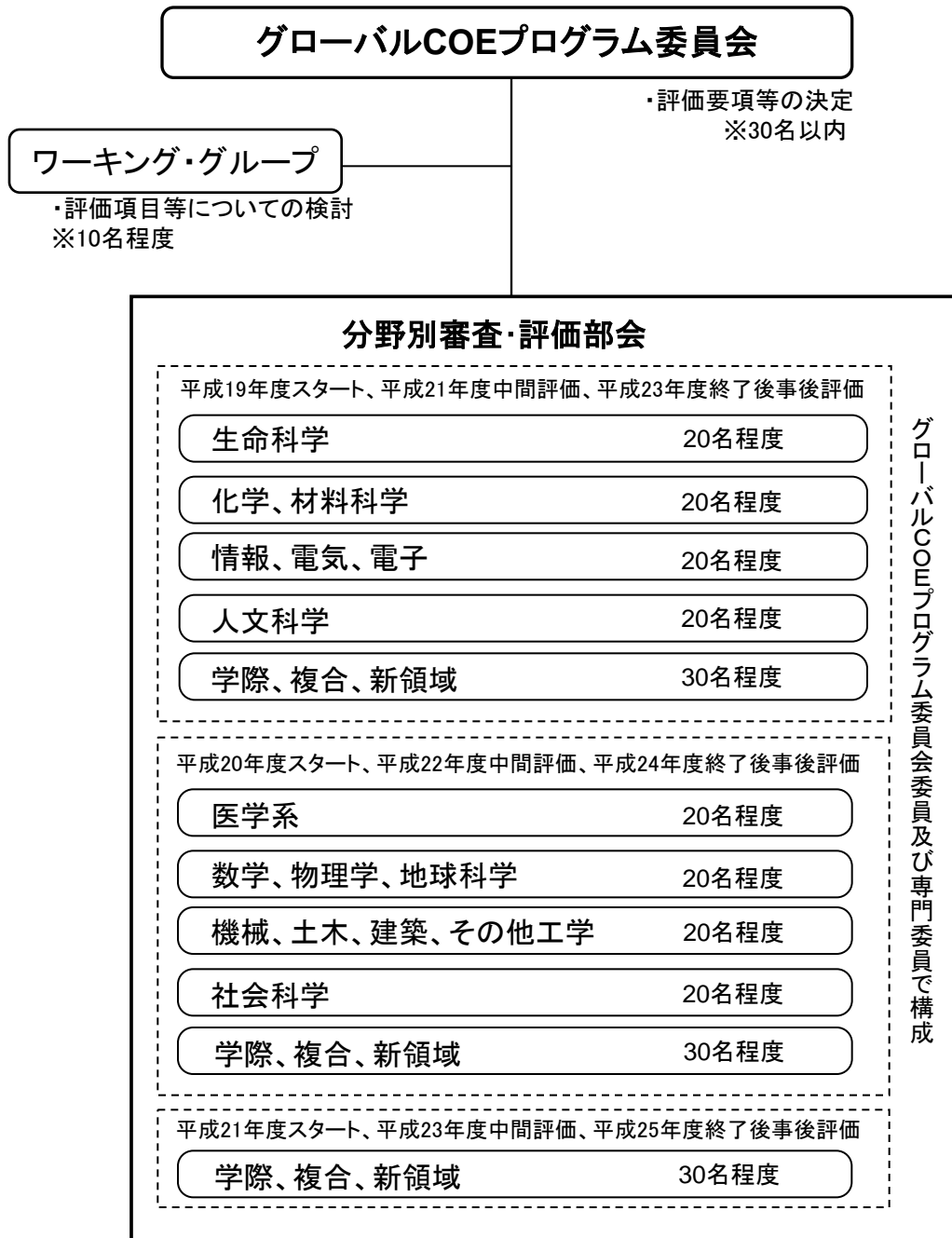
(4) フォローアップ

各審査・評価部会は、中間評価結果を受けての対応状況について、必要に応じ、その状況を確認することができる。

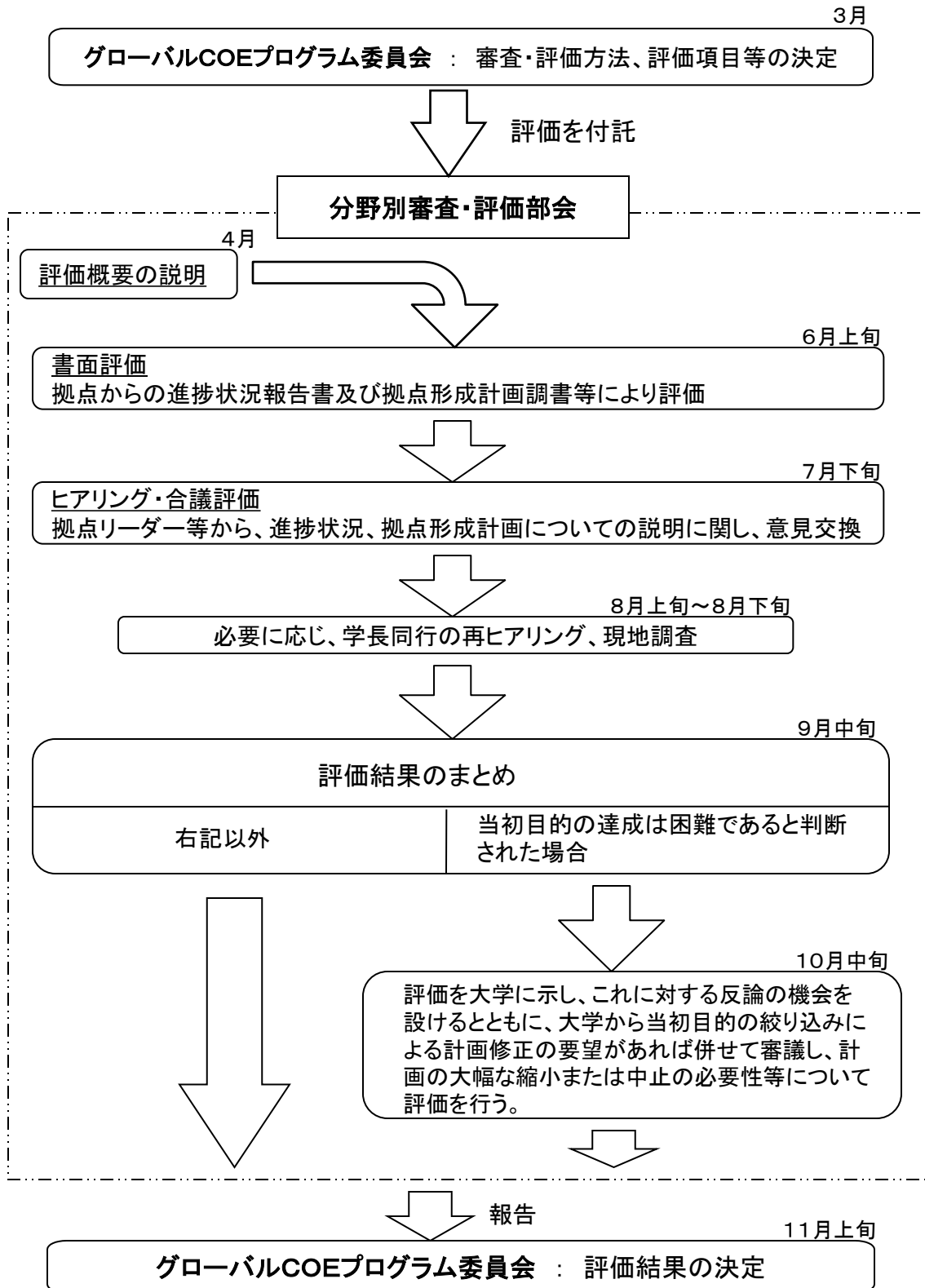
(5) その他

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

6. 評価体制



7-1. 評価手順
《中間評価》



7-2. 評価手順

《事後評価》

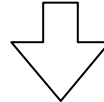
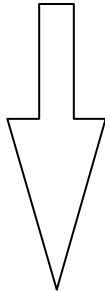
グローバルCOEプログラム委員会：審査・評価方法、評価項目等の決定



分野別審査・評価部会

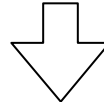
8月中旬～10月下旬

書面・合議評価：学長・拠点リーダーからの事業結果報告書等により評価



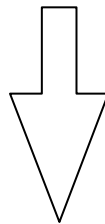
11月上旬～下旬

必要に応じ、現地調査またはヒアリング



12月上旬～下旬

評価結果のまとめ



1月上旬

評価結果を対象拠点に事前開示

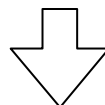


1月中旬

評価結果に対する意見申立てがあった場合

1月下旬

意見申立て内容の審議・評価結果のまとめ



報告

2月中旬

グローバルCOEプログラム委員会：評価結果の決定